

# そもそも成年後見制度って何だろう？

認知症や障がいがあることが理由で判断能力が不十分な方は、預貯金の管理やさまざまな契約を結ぶ必要があつても、判断が難しい場合があります。その結果、不利益な契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方の代わりとなる「後見人」等が保護し、支援するのが成年後見制度です。

## ～たとえば、こんなときに「後見人」が守ってくれます！～

### ①頼れる親族がないくて将来不安がある…



身内がいない、いても遠方で頼れなかったり、近くにいても疎遠だったりして頼りにできない。希望する生活ができるのか、将来が不安。



成年後見制度には、判断能力が十分あるうちに信頼できる人と契約を交わしておき、判断能力が不十分になった時に、初めて効力が発生する制度もあります。

あらかじめ、「誰に」「どんなことをお願いしたいか」決めておくことができます。



### ③医療や介護のサービスを受けたい…



介護のサービスを受けたいけど自分ではどうやればいいのかわからない…



成年後見制度を利用すれば、ご本人の意向や希望を伺いながら、後見人が介護事業者との契約を代わりに行います。

希望に応じた医療や介護サービスが受けやすくなり、サービス利用後もきちんとしたサービスを受けているかなど、ご本人の生活を見守っていきます。



### ②悪質商法にだまされた…



認知症の母が知らない間に必要なない高額な布団を購入する契約をしてしまった。



認知症の人の場合、契約内容が良く分からぬままそそのかされ、契約書にサインしてしまうことがあります。



成年後見制度を利用すれば、ご本人がだまされて結んでしまった契約を取り消すことができます。

### ④財産の売却をしたい…



親が認知症のため施設に入ることになった。親名義の不動産を売り、費用に充てたい。



「本人の意思確認ができない」と判断されると売買契約は結べません。たとえ本人（親）のためであっても家族が勝手に不動産を売ることはできないのです。



こうした場合に、後見人が本人に代わって不動産を売却したり、その費用を入所費用に充てたりすることができます。